平成２０年　５月２８日

江津市江津町

山藤　健五　様

浜田地区広域行政組合管理者
宇津　徹男

介護保険　要介護認定・要支援認定等結果通知書

平成２０年　４月　２日　にあなたが行った要介護認定・要支援認定等の申請について、介護認定審査会において次のとおり審査判定されましたので、認定し通知します。

被保険者番号	
被保険者氏名	山藤　健五

認定結果

要支援２

理由

認定調査結果及び主治医の意見書に基づき審査した結果、上記認定結果に相当する状態であると認められたため。

「要介護」及び「要支援」の場合、その認定期間等

認定の有効期間	平成２０年　６月　１日　から　平成２０年１１月３０日　まで

・認定の有効期間内であっても、状態の変化等により状態区分の変更をする場合があります。
　また、認定変更の申請をすることもできます。
・認定の有効期間の満了後においても要介護・要支援状態に該当すると見込まれるときは、認定の有効期間の満了の日の６０日前から認定の更新の申請をすることができます。
・サービスの種類の指定を受けた場合は、状態の変化等により種類の変更の申請をすることができます。
・介護認定審査会の意見として、サービスの適切かつ有効な利用等に関しての留意事項がある場合には、被保険者証に記載してあります。

問い合わせ先
浜田地区広域行政組合介護保険課

不服の申立

１　この処分に不服があるときは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６０日以内に、島根県介護保険審査会（　　）に対して審査請求をすることができます。（なお、通知書を受け取った日の翌日から起算して６０日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると、審査請求をすることができなくなります。）

２　この処分の取消しを求める訴えをする場合は、前記１の審査請求に対する裁決を経た後に、当該裁決の通知を受けた日の翌日から起算して６か月以内に、浜田地区広域行政組合を被告として（訴訟において浜田地区広域行政組合を代表する者は管理者となります。）、提起することができます。ただし、次の（１）から（３）までのいずれかに該当するときは、審査請求に対する裁決を経ないで処分の取消しの訴えを提起することができます。

（１）審査請求があった日の翌日から起算して３か月を経過しても裁決がないとき。
（２）処分、処分の執行又は手続きの続行により生ずる著しい損害を避けるため、緊急の必要があるとき。
（３）その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるとき。